

神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規(案)

I. 博士前期課程

1) 専門看護師コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 当該領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3. 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
4. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」の承認を得ているか。
5. 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6. 専門領域の看護実践の質向上につながる研究であるか。

2) 研究コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3. 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
4. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
5. 先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6. 申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

II. 博士後期課程

看護学研究科博士後期課程において学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、審査委員が主に以下の審査項目について総合的評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。なお、審査委員は、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。

【審査項目】

1. 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。
2. 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
3. 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。
4. 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。
5. 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。
6. 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。
7. 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められるか。

III. 内規の改廃

この内規の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、神戸女子大学大学院学則及び神戸女子大学学位規程に基づき、神戸女子大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めることを目的とする。

（課程及びコース）

第2条 神戸女子大学大学院学則第6条に定める本研究科の専攻における課程及びコースは、以下のとおりとする。

専攻名	課程	コース
看護学専攻	博士前期課程	専門看護師コース
		研究コース
	博士後期課程	—

（教育課程の編成）

第3条 本研究科の教育課程は、共通科目、専門科目及び演習・研究科目によって編成し、専攻の授業科目及びその単位数は、神戸女子大学大学院学則第21条の別表のとおりとする。

（学修計画）

第4条 各学生につき指導教員を定める。

2 学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について所定の学修計画書を毎学年の指定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

（履修方法）

第5条 博士前期課程の学生は、講義、演習、実習及び研究指導により行われる授業科目の単位を、専門看護師コースにおいては40単位以上、研究コースにおいては30単位以上修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、本研究科の定める講義、演習及び研究指導により行われる授業科目の単位を14単位以上修得しなければならない。

（履修認定）

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

3 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、成績の評価は、次の基準によるものとする。

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	合格
70点以上, 80点未満	良	
60点以上, 70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(学位論文及び試験)

第7条 修士の学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)、及び博士の学位論文を申請しようとする者は、神戸女子大学学位規程(以下「学位規程」という。)第4条に定める関係書類を所定の期日までに学長に提出するとともに、第6条に定める審査委員会の学位論文の審査及び試験又は学力の確認を受けるものとする。

(試験の方法)

第8条 前条による試験は、学位規程第6条第4項及び第5項によって行う。

(規程外の処理)

第9条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定め学長に報告する。ただし、研究科長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

2 前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規（案）

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 学長から修士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
3. 審査委員会は修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
4. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
5. この内規の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科博士論文の審査に関する内規（案）

博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1. 学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
2. 審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
3. 審査委員会は博士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
4. 研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
5. この内規の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学研究倫理規程

神戸女子大学研究倫理規程（平成15年4月1日制定）の全部を改正する。

（基本理念）

第1条 学術研究が社会や自然に及ぼす影響は、近年の人間社会の多様化、高度な技術革新に伴い、極めて重大なものとなっている。学術研究が公共の福祉の増進及びその持続的発展を遂行するためには、研究の自由及び研究者の自治が保障される必要がある。しかしこの自由を保障するためには、研究者には自らを律する倫理的規範が求められる。

研究者は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な活動であることを真摯に受け止め、社会から信頼と尊敬を得るべく、あらゆる努力を惜しまないことを責務とする。

（目的）

第2条 この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を定める。

2 前項に定めるもののほか、人間を対象とする研究倫理、動物実験倫理、環境保全に関する事項は別に定める。

（定義と対象）

第3条 「研究者」とは、本学の専任の教育職員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に関わる時は、「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

（研究者の姿勢）

第4条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

4 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

5 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

6 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、研究に協力や支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

7 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をし

なければならない。

- 8 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。また、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

（資料、情報及びデータ等の収集）

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第6条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

（個人情報の保護）

第7条 研究者は、研究に関わる個人情報については、「学校法人吉学園個人情報の保護に関する規程」の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

（資料、情報及びデータ等の利用及び管理）

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を次の各号に定める期間保存しなければならない。ただし、関連する法令又は本学の関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

- (1) 資料（文書、数値データ、画像等） 当該論文等発表後10年間
- (2) 試料（実験試料、標本）、装置等 当該論文等発表後 5年間

（機器、薬品・材料の安全管理、有害廃棄物処理）

第9条 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性があるもの（毒劇物又は環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）及び本学の関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、本学の関係規程等を遵守し、適切に処理しなければならない。

（研究成果発表の基準）

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。また、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。
 - (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）
 - (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
 - (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

（オーサーシップの規準）

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

（他の研究者の業績評価）

第12条 研究者が、レフェリー、論文査読及び審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用または漏洩してはならない。

（研究費の取扱基準）

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用及び管理に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用及び管理に当たっては、法令、本学の関係規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（利益相反）

第14条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

（本学の責務）

第15条 本学は、研究者の研究倫理意識を高めるために、啓発活動及び研究環境の改善や整備を行い、不正行為が起こらない環境作りに努める。

- 2 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

3 本学は、研究に関して、苦情、相談及び告発等がある場合はこれに応じ、適切な措置を講ずる。

4 前2項における研究活動上の不正行為等に関する必要な事項は、別に定める。

（研究倫理教育の実施）

第16条 本学は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、学術研究推進部、各学部及び各研究科に研究倫理教育責任者を置き、研究者に対し、定期的に研究倫理教育を実施する。

2 研究者等は、前項の研究倫理教育に関する研修会等を受講しなければならない。

（懲戒）

第17条 研究者は、第15条に規定する措置の結果によっては、「学校法人吉学園神戸女子大学就業規則」の規定により懲戒の対象となることがある。

2 前項において、研究者が学生である場合には、本学の学則等により懲戒の対象となることがある。

（研究倫理委員会）

第18条 本学に、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学術研究推進部長
- (3) 人間を対象とする研究倫理委員会委員長
- (4) 動物実験委員会委員長
- (5) 環境保全委員会委員のうち、学長が指名する者1名
- (6) 各キャンパス事務部長

3 委員長は、学長が指名し、委員会を招集し、議長となる。

4 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本規程第15条第1項に定める事項
- (2) 規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 規程の改廃に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

6 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

7 委員会は、研究者の重大な規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

8 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要があると認められる場合には、学長に報告または提案するものとする。

9 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができ

る。

（事務）

第19条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会規程

（目 的）

第1条 この規程は、神戸女子大学研究倫理規程に基づき、神戸女子大学において人間を直接の対象とする研究またはその成果の公表が、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省告示）」の原則を踏まえているか、倫理的な観点から審査することを目的とする。

（委員会の任務）

第2条 人間を直接の対象とする研究を行う教員、又は同研究を行う大学院生(研究生を含む)を指導する教員（以下「申請者」という。）は、神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に研究計画の審査を申請するものとする。

2 委員会は、人間を直接の対象とする研究に関して、教員から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権を擁護するための配慮
- (2) 当該個人（必要のある場合はその家族）に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究によって生じる当該個人への不利益及び危険性に対する配慮

3 委員会は、必要に応じて研究内容の経過報告を受けることができる。

（組織等）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、男女両性で構成するものとする。

- (1) 学術研究推進部長
- (2) 家政学部から選出された教授、准教授、助教または講師若干名
- (3) 文学部から選出された教授、准教授、助教または講師若干名
- (4) 健康福祉学部から選出された教授、准教授、助教または講師若干名
- (5) 看護学部から選出された教授、准教授、助教または講師若干名
- (6) 医学・医療の分野を専門とする本学教員の中から選出された教授、准教授、助教または講師若干名
- (7) 学外の有識者若干名
- (8) その他委員会が必要と認めた者

2 委員の任命は学長が行う。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委員長の職務）

第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が申請者となった場合は、又は委員長に職務遂行上の支障が生じた場合は、副委員長又は副委員長により指名された委員がその職務を代行する。

（議 決）

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決する。
- 3 申請された研究計画の内容によっては、委員会が必要と認めた者の意見を求めることができる。
（専門委員会）

第6条 委員会にはヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査の助言を得るため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長および当該専門事項に係る若干名の専門委員をもって組織し、科学的観点から当該専門事項の安全性の審査を実施するとともに、その結果を文章で委員会に報告しなければならない。
- 3 専門部会の専門委員は学長が委嘱する。委員長が必要と認めた場合は学外の研究者に専門委員を委嘱することができる。
- 4 委員長はヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する審査申請書が提出された時点で専門委員を招集し、専門部会を開催することができる。
- 5 委員会ではこの専門部会の報告を参考に、当該申請書を倫理的な観点から審査する。
（審査）

第7条 研究計画の審査を申請しようとする者は、様式第1号の審査申請書に加えて、研究対象者に対する事前説明書（様式第3号）・同意書（様式第4号）・同意撤回書（様式第5号）等の書式を委員長に提出しなければならない。

- 2 研究計画で認められる研究期間は、承認を受けた日から起算して2年以内とする。
- 3 委員長は、前項の申請書を受理した時は、速やかに委員会を招集するものとする。
- 4 委員会は必要に応じて、研究責任者または共同研究者に対して申請内容等の説明を求めることができる。
（迅速審査）

第8条 委員長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、迅速審査による審査を行うことができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
 - (2) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関において倫理委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の審査
 - (3) 研究対象者に対して最小限の侵襲（日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超えない研究計画の審査
- 2 迅速審査を申請する者は、第6条第1項の規定に基づく審査申請書と共に別記様式第2号の迅速審査依頼書を提出する。
 - 3 前項の迅速審査は、委員長および委員長が指名した委員1名以上の協議によって行うものとする。
 - 4 委員長は、申請の内容および迅速審査の結果について、委員会のすべての委員に報告するものとする。
 - 5 前項の審査結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は相当な理由があると認めるときは、委員会を開催し、当該事項について改めて審査を行うものとする。

（審査の判定と報告）

第 9 条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 継続審議
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 委員長は、審査終了後、速やかに審査結果を学長に報告する。

（判定の通知）

第 10 条 学長は審査結果に基づいて、様式第 7 号の審査結果報告書を申請者に交付しなければならない。

2 審査の判定が承認または条件付き承認の場合、学長は申請者に対して研究実施の許可を（条件付き承認の場合は、当該条件を付した許可）を与える。但し、委員会から軽微な質問又は改定の指摘がなされた場合は、申請者は当該指摘がなされた日から二ヶ月以内に適切に回答しなければならない。この場合において、当該提出期限内に申請者からの回答がないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 審査の判定が承認以外の場合、委員長はその理由を付して申請者に通知する。

（再審査）

第 11 条 委員会における審査の判定結果に対し異議のある場合、申請者は学長に再度の審査を請求することができる。

2 再審査について学長は、初回審査を担当した委員以外の学識経験者を学長の指名により 3 名追加して、委員長に再審査のための委員会の招集を命ずることができる。

3 委員長は、学長から再審査のための委員会の招集を命ぜられた場合、速やかに委員会を招集しなければならない。

4 再審査の請求は、別記様式第 4 号の再審査申請書により行われなければならない。

5 前項の規定により再審査請求ができる期間は、判定結果通知を受領した翌日から起算して、二週間以内とする。

（審査の証明）

第 12 条 研究に係わる論文の雑誌掲載等に関して、必要な倫理審査の証明は、委員会が認定した上で行う。

（内規の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行なうものとする。

附 則

神戸女子大学ヒト研究倫理委員会内規は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会規程

第1条 神戸女子大学動物実験規程第6条に基づき、ポートアイランドキャンパスに神戸女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、ポートアイランドキャンパスにおける実験動物の管理・運営に関する必要事項を定め、実験動物を用いた教育・研究を適正に行うことを目的とする。

2 委員会は神戸女子大学動物実験規程第7条の実験動物の飼養保管施設等の維持管理及び改善、実験動物についての管理運営を動物実験委員会と協力して行う。

第3条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員で構成する。

- (1) ポートアイランドキャンパスの動物実験責任者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。
- (2) ポートアイランドキャンパスの動物実験管理者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者。
- (4) 学長が必要と認めた学識経験者。

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が任命する。

第5条 委員長は、必要あるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員は、動物実験計画及び動物飼育に関することで知りえた情報を第3者に漏らしてはならない。

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻実習施設承諾書一覧

神戸市立医療センター中央市民病院
兵庫医科大学病院
兵庫県立こども病院

実習における事故防止・事故対応・感染予防マニュアル

I. 事故防止と事故対応

1. 目的

- (1) 事故は誰もが起こす可能性があることを理解し事故を未然に防ぐ意識を持つ。
- (2) 万一の事故発生の際に迅速かつ適切な報告・対応を行う。
- (3) 事故またはヒヤリハットの事例を自ら検証し、特徴を捉えることで事故の再発または重大事故の発生を防止する。

2. 事故の種類

- (1) 対象者（患者等）に関するもの
転倒・転落、損傷、誤薬、配膳ミスなど
- (2) 大学院生に関するもの
切傷、針刺し損傷、伝染性疾患の感染、患者からの暴力、通学・移動中の事故など
- (3) 物品の破損・紛失に関するもの
対象者の私物の破損・紛失、実習先の薬品・器具等の破損・紛失など
- (4) 個人情報保護に関するもの
個人情報を漏洩する、する恐れがある行動など。これらに関しては別に定める「個人情報保護に関するマニュアル」を参照のこと。

3. 本学における事故・ヒヤリハットの区分

本学では、対象者に対する事故・ヒヤリハットの事例を以下のように区分する。また、事故・ヒヤリハット事例の内容によって、以下のように分類する。

表 1：事故・ヒヤリハット区分・分類

区分	分類	内容
ヒヤリハット事例	0	実害はなかったが、今後重要アクシデントにつながる可能性を否定できないため、大学院生の自己の振り返りが必要と教員が判断する場合
	1	間違いが実施されたが、実害はなかった場合（しかし、何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	2	間違いが実施されたことで、処置や治療は行わなかったが、様子観察が必要となった場合（観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性を生じた）
事故事例	3	間違いが実施されたことで、本来必要でなかった治療や処置を要した場合
	4	間違いが実施され、生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合
	5	実施された行為が死因となった場合

（国立大学病院附属病院医療安全管理協議会「影響度分類」 一部改変）

4. 事故防止・事故発生時の留意事項

実習においては、対象者の生命および健康を守り、より安全な環境を確保することが最優先となるので、大学院生は以下の留意事項を十分に理解したうえで実習に臨むものとする。

- (1) 対象者に対する看護実践においては、対象者の状況を十分に把握し、実習指導者と十分に相談の上、実施する。
- (2) 大学院生自身が受傷することや事故の被害者になる可能性もあるため、自己の健康管理、実習先の環境特性を良く把握するとともに感染等を防止するための予防措置を行う。
- (3) 実習の場では、常に事故、ヒヤリハット事例が潜在していることを認識し、それぞれの実習先において起こりやすい事故を理解する。
- (4) 機器等の取り扱い方法や注意事項に関しては、実習指導者より十分な説明を受けた上で学習をし、取り扱い上の人為的なミスを防止する。
- (5) 対象者の私物を取り扱う際は、対象者の同意を得たうえで、対象者に取り扱い方法を確認するとともに破損しやすい物品がないかどうかを確認する。
- (6) 万一の事故発生の際には、対象者の安全確保を最優先とし、事故の被害を最小限に抑える。また、報告・連絡・相談を徹底し、速やかな対応を実現することができるよう、事故発生時における対応方法に関して、大学院生・実習指導者・担当教員において事前に十分な確認を行う。

担当教員は大学院生への実習オリエンテーションにおいて、上記の事故防止・事故発生時の留意事項を十分に説明し指導を徹底する。

5. 事故発生時の対応

以下の事象が発生した場合は「事故発生時の対応図」により、速やかに対応する。

- (1) 大学院生が対象者等に危害を与えた場合
- (2) 大学院生が対象者等の貴重品等の紛失・破損に関係した場合
- (3) 大学院生が実習先の設備・備品等の破損・紛失に関係した場合
- (4) 大学院生に針刺し事故が発生した場合
- (5) 大学院生が対象者等から危害を受けた場合
- (6) 大学院生が感染症に罹患した場合または罹患の疑いがある場合

6. 事故・ヒヤリハット発生後の対応

- (1) 緊急の事故発生時は、速やかに近くの医療職員に支援を求める。
- (2) 事故あるいはヒヤリハットが発生した場合は、速やかに実習担当教員、実習指導者、対象者の受け持ち看護師に報告する。
- (3) 事故の場合、大学院生は、直ちに実習指導者、実習担当教員と状況の確認を行い、

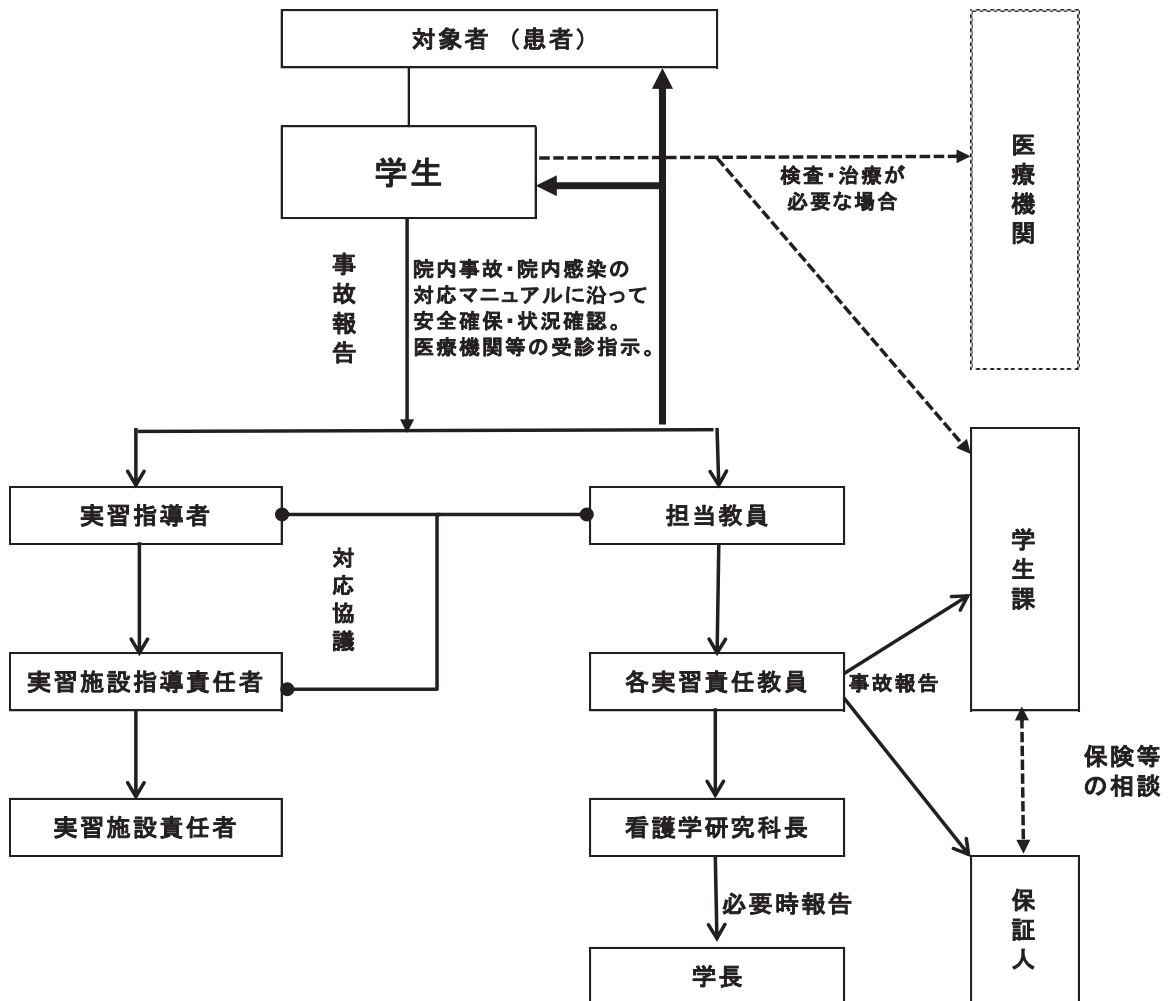
病棟管理者と実習責任教員に連絡を取って対応を協議し、速やかに対処する。

- (4) 実習責任教員は、事故・ヒヤリハットの分類や状況に応じて研究科長への報告を行い、必要時は研究科長より学長に報告する。
- (5) 事故の場合、発生後3日以内に、大学院生が事故状況・対応・原因・改善策等について振り返りを行い、「実習における事故報告書(大学院生)」<別紙1>を作成し、担当教員に提出する。担当教員は、大学院生の心理状況に十分留意し、再発防止に向け改善指導を行う。
- (6) 事故の場合、担当教員が改善指導に関する事項について「実習における事故報告書(教員)」<別紙2>を作成し、各実習責任教員を経由して看護学研究科長に報告する。
- (7) ヒヤリハットの場合は、大学院生が「ヒヤリハット報告用紙」<別紙3>を発生後3日以内に作成して実習担当教員に提出し、実習担当教員と振り返りを行なって再発防止に努める。
- (8) 保険(「6. 保険の加入」参照)による補償が可能な場合は、事務部門を通じて保険会社に手続きを行う。
- (9) 再発防止に向け、看護学研究科において事故またはインシデントの情報共有、原因分析を行う。その際には、大学院生の個人情報保護には十分留意する。

7. 保険の加入

大学院生は、実習施設への移動時や実習中の事故に対処するため、実習前に実習に関わる大学院生用の傷害保険・賠償責任保険に加入する。全ての事象が保険適用となるよう、傷害事故で大学院生自身がケガをした場合の補償、他人にケガをさせたり、他人の物を紛失・破損した場合の賠償責任への補償、感染事故に対する補償の内容とする。

図1: 事故・ヒヤリハット発生時の対応図



【対応手順】

- ① 事故発生時、大学院生はただちに実習指導者及び担当教員に連絡し、その指示により行動する。
 ※大学院生は自己の身体に危害が生じた場合、または異常を感じた場合には、その旨を必ず報告する。
 ※被害が発生しないヒヤリハットの場合も、大学院生は速やかに担当教員、実習指導者に連絡する。
- ② 担当教員は実習指導者と協働し、事故の状況を確認し、実習指導者、ならびに実習施設指導責任者と対応を協議する。
- ④ 担当教員は各実習責任教員に事故の発生状況、処置状況及び今後の対応を報告する。
- ⑤ 各実習責任教員は看護学研究科長に事故の状況等を報告相談する。
 ※大学院生のケガの有無などを考慮し、必要に応じて、事務部門、保証人との連絡調整を行う。

II.感染予防

1. 目的

- (1) 大学院生自身が感染から身を守るとともに、実習における対象者ならびに実習施設に感染による害を与えないために、以下の内容を十分に指導する。

2. 感染予防の原則

- (1) 学校感染症（表：学校保健安全法で指定されている主な学校感染症）や季節性インフルエンザなどの潜伏期間や感染症情報に注意しておく。
- (2) 学校保健安全法で指定されている学校感染症（表：学校保健安全法で指定されている主な学校感染症）のうち、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、結核については、事前に自分の罹患歴やワクチン接種歴、抗体検査結果を把握し、大学で示す基準に満たないものは、原則としてワクチン接種を行うこと。また、検査結果やワクチン接種歴は、責任をもって『健康手帳』に記録しておくこと。
- (3) 結核については、毎年健康診断時に胸部レントゲン撮影を行うので必ず受け、結果を確認する。結果用紙は、『健康手帳』に貼付しておく。加えて1年生には、結核への感染を評価するための血液検査を受けることを推奨する（レントゲン撮影や血液検査を受けていないと、実習施設によっては実習に行くことができない）。
- (4) 季節性インフルエンザに関しても、流行前（11～12月）にはワクチン接種を受けることを推奨する。アナフィラキシーショックを起こすなどワクチン接種が受けられない場合は、医師の診断書を入手しておく。
- (5) 学校感染症（表：学校保健安全法で指定されている主な学校感染症）や季節性インフルエンザなどの潜伏期間や感染症情報に注意しておく。
- (6) 学校感染症（表：学校保健安全法で指定されている主な学校感染症）に指定されている感染症には、法に定められた出席停止期間があり、他者への感染の危険性がなくなるまで、実習には参加できない。周囲の状況から感染の疑いがある（家族や同居者などが感染症に罹患する等）、あるいは医療機関で診断された場合には、下の「感染症罹患時および感染が疑われる場合の対応図」に従って、速やかにポートアイランドキャンパス保健室（078-303-4707）と実習担当教員に連絡した上で、医師の指示に従い出席停止の期間を守る。

表2：学校保健安全法で指定されている主な学校感染症

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(コロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるもの)、鳥インフルエンザ(インフルエンザ A ウイルスであつて血清亜型が H 5N 1 であるもの)
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」)

- (7) 実習施設全体の感染症の情報を把握し、それぞれの実習施設が定めている感染対策を守る。
- (8) 対象者の感染症を確認し、その感染症の感染力、伝播経路を知っておく。
- (9) 実習中は標準予防策を確実に実施する。
 - ・手洗いを励行する。
 - ・体液（血液、消化液、唾液、嘔吐物、排泄物等）を扱う場合には、必ずディスポーザブル手袋を着用する。手袋をはずした後にも手洗いをする。
 - ・体液（血液、消化液、唾液、嘔吐物、排泄物等）を蓄積している場合、その容器を開放しない。
 - ・体液が飛び散り、それを浴びた場合には、皮膚をよく洗い流し、衣服を着替える。飛散が予測される場面においては、あらかじめガウンやエプロン、マスクを着用する。
- (10) 対象者が突然に出血、嘔吐、排泄する場合に備え、常に手袋一組とマスクを携帯しておくが良い。
- (11) 対象者に接触する前後には、手洗いまたは擦式手指消毒を行う。
- (12) 感染の危険性がある状況に遭遇した場合（感染症の対象者の体液に触れた、感染症等の疑いのある対象者に接した、使用した針等の鋭利なものが刺さった等）は、すぐに実習指導者と担当教員に報告し、実習指導者の指示に従う。

3. 看護学研究科における感染予防対策（抗体検査・予防接種等）

看護学研究科では、病院や介護老人保健施設、療育施設などで実習を行うため、大学院生自身を感染症から守り、免疫力の低下した対象者の安全を守る目的で感染予防の対策が必要となる。

- (1) 麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の抗体検査を実施し、基準値未満の者についてはワクチン接種を原則として実施する。
- (2) 結核とB型肝炎についても、検査を実施し、B型肝炎については、基準値を満たさない者は原則としてワクチン接種を実施する。看護学研究科における基準、検査およびワクチン接種の流れについては、以下に示す。
- (3) 学校感染症(表:学校保健安全法で指定されている主な学校感染症)以外にも発熱、眼が赤い、咳が出る、発疹など何らかの感染症が疑われる症状が出現した場合は、速やかに実習担当教員に連絡をする。
- (4) 特定感染症への罹患および実習施設内での感染が濃厚な感染症罹患の場合には、Will 2 補償の対象となるので、ポートアイランドキャンパス学生課(078-303-4706)に連絡を行い、学生課を通じて保険会社に手続きを行う。(学生用 Will パンフレット参照)

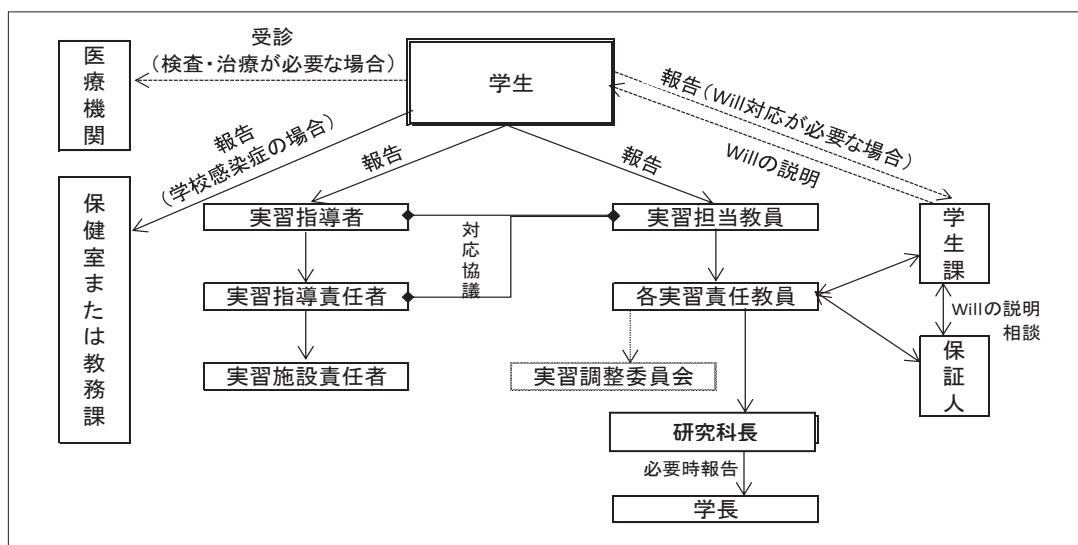
表 3：本学における麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の検査法と基準

感染症	検査法	抗体価		
		基準を満たさない		基準を満たす
		陰性	弱陽性	
麻疹	EIA (IgG) 法	4 未満	4~16 未満	16 以上
風疹	HI 法	8 倍未満	8~32 倍未満	32 倍以上
水痘	EIA (IgG) 法	2 未満	2~4 未満	4 以上
流行性耳下腺炎	EIA (IgG) 法	2 未満	2~4 未満	4 以上

表 4：結核、B 型肝炎における検査法と基準値

感染症	必要な検査	ワクチン接種
結核	T-SPOT	不要
B 型肝炎	B 型肝炎抗原検査 (CLIA 法 0.05 IU/mL 未満) B 型肝炎抗体検査 (CLIA 法 10.0 mIU/mL 未満)	抗体価が基準値未満であれば必要

図 2：感染症罹患時および感染が疑われる場合の対応



<引用・参考>

- ・日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第2版)

実習における事故報告書（大学院生）

報告者（大学院生）	学籍番号	氏名
報告日	平成 年 月 日（ ）	
事故発生日時	平成 年 月 日（ ）	時 分
実習名		
実習施設名		
担当教員		
事故等の種類 (該当する番号に○)	対象者に関するもの	1. 転倒・転落 2. 損傷 3. 誤薬 4. 配膳ミス 5. その他（ ）
	大学院生に関するもの	1. 切傷 2. 針刺し損傷 3. 伝染性疾患の感染 4. 患者からの暴力 5. 通学・移動中の事故 6. その他（ ）
	物品の破損等	1. 対象者の私物の破損・紛失 2. 薬品・器具等の破損・紛失 3. その他（ ）
事故の内容 発生時の状況		
発生時の対応		
発生原因に関する考察		
改善策に関する考察 (事故の内容、対応、 原因などを総合的に 考察の上で記載する)		

実習における事故報告書（教員）

報告者（担当教員）		
事故当事者（大学院生）	学籍番号	氏名
事故発生日時	平成 年 月 日（ ） 時 分	
実習名		
実習施設名		
事故等の種類 (該当する番号に○)	対象者に関するもの	1. 転倒・転落 2. 損傷 3. 誤薬 4. 配膳ミス 5. その他（ ）
	大学院生に関するもの	1. 切傷 2. 針刺し損傷 3. 伝染性疾患の感染 4. 患者からの暴力 5. 通学・移動中の事故 6. その他（ ）
	物品の破損等	1. 対象者の私物の破損・紛失 2. 薬品・器具等の破損・紛失 3. その他（ ）
事故の内容 発生時の状況		
事故発生時の担当教員と実習指導者の対応と経過		
発生原因に関する考察		
改善策に関する考察		
大学院生の心身の状況		
実施した改善指導の内容		

ヒヤリ・ハット体験の領域別分類

療養上の世話	1	転倒・転落
	2	誤嚥・誤飲
	3	食事に関すること(誤嚥・誤飲を除く)・経管栄養
	4	熱傷・凍傷(入浴に関するものを除く)
	5	抑制に関すること
	6	入浴・沐浴に関すること(転倒・熱傷・溺水・急変等)
	7	清潔に関すること(入浴以外、爪切り、口腔ケア等)
	8	排泄に関すること
	9	自殺、自傷
	10	無断離院・外泊・外出に関すること
	11	暴力・盗難等
	12	その他
医師の指示に基づく診療の補助業務	13	与薬(経口、経鼻等)
	14	注射・点滴・IVH
	15	機器類操作・モニターに関すること
	16	チューブ類の管理に関すること
	17	検査に関すること
	18	手術に関すること
観察・情報	19	分娩に関すること
	20	医療ガス(酸素、笑気等)に関すること
受ける大学院生が	21	患者観察、病態の評価に関するもの
	22	情報の記録、医師への連絡に関すること
	23	患者・家族への説明、接遇に関すること
その他	24	傷害事故(転倒、不慮の事故等)
	25	患者からの暴力
	26	セクシャル・ハラスメント
	27	施設の設備、備品、環境に関すること
	28	患者(対象者)個人の備品等に関すること
	29	(院内)感染に関すること
	30	その他

ヒヤリ・ハット報告用紙

平成 年 月 日 <別紙3>

*この欄は教員が記載

*科目名() *実習領域()
 *実習場所() *担当教員()
 *体験の日時と時間帯 平成 年 月 日(実習 日目)、午前・午後()時頃
 ①分類():左記の分類で記入してください。
 ②ヒヤリ・ハットの内容:どのような患者(年齢、病態、障害、服薬状況など)に、どのような状況の時(実習の流れや周辺状況との関係など)に、何が起きようとしたのですか。あるいは大学院生に、どのような状況の時(実習の流れや周辺状況との関係など)に、何が起きようとしたのですか。そのとき、どのように対応しましたか。
 ③教員はどのようにしてそのことに気づきましたか?
 a. 教員がその場にいた b. 大学院生から報告があった c. 実習先のスタッフから報告があった
 d. カンファレンスを通してわかった e. その他()
 ④なぜ防止できたのですか?(未然に防ぐことができたのであれば、記載してください)
 a. 偶然防止できた b. 危険を察知できる人が近くにいた
 c. その他()
 ⑤大学院生にどのようにフィードバックしましたか?

- 危険要因
S(ソフトウェア)
H(ハードウェア)
E(環境)
L(他人)
L(当事者)
m(管理)
- リスクの評価
①重大性(A>B>C)
②緊急性(A>B>C)
- 対応
1)大学及び施設への対応
①担当教員から大学院生へのフィードバックのみ
②担当教員から看護長(部署責任者)への報告
③大学から看護部(施設長)への報告
2)患者・家族への対応
- キーワード

参考文献・川村治子:書きたくなるヒヤリ・ハット報告:体験から学ぶ看護事故防止のツボ、医学書院、2000)

個人情報保護に関するマニュアル

1. 実習における情報の取扱い

大学院生は、不特定多数の患者の診療情報や実習施設の利用者の個人情報を容易に入手できる環境で実習を行う。また、専門職として高度な看護の実践を学ぶ実習上、患者や利用者のプライバシーに関わる情報を保持する状況にある。看護師の資格を有する大学院生には、当然保健師助産師看護師法における「秘密保持義務」が課せられる。それとともに、個人情報保護法令、厚生労働省による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、ならびに日本看護協会による「看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針」と看護者の倫理綱領に則って、大学院生は実習中に知り得た患者・利用者、コンサルティーンや医療スタッフに関する個人情報を保護する義務がある。実習記録の保管やプライバシー保護にも診療記録や看護記録等と同等の配慮が必要となる。

教員は大学院生が実習期間中に知り得た情報についての取扱いや実習施設が管理する記録等の取扱いについて教育・指導し、個人情報の漏えいは不法行為であることを大学院生に認識させるよう指導する。

2. 個人情報とは

「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などにより、個人を識別することができるもの」（個人情報保護法）

(1) 個人情報の基本分類

- ① 基本属性情報・・・氏名、生年月日、性別、現住所、家族、電話番号、電子メールアドレス、職業、肖像などの情報
- ② 注意を要する情報・・・学歴、結婚歴、趣味、嗜好、性格や心理テストの情報、金融や資産に関する情報
- ③ センシティブ情報・・・思想、信条、宗教に関する事項。人種、民族、本籍地、精神障害、犯罪歴、その他社会的な差別の原因となる事項。保健、医療および性生活についての情報

(2) 個人情報に該当する事例

- ① 本人の氏名、生年月日、連絡先（住所、居所、電話番号、メールアドレス）会社における職位または所属に関する情報で本人の名前を組み合わせたもの
- ② 本人の識別ができる画像情報
- ③ 雇用関係情報
- ④ 個人情報を取得した後に付加生成した情報など

3. 個人情報利用目的と範囲について

- (1) 実習を通して知り得るあらゆる情報は、大学院生の実習を目的とした範囲で利用する。

(2) 個人情報の取り扱いについては、実習施設が定めた個人情報保護方針に従う。

4. 大学院生への個人情報保護のための教育

(1) 法に基づく患者情報の取扱いについて

- ① 一般倫理上の守秘について
- ② 医療専門職者としての守秘義務について
- ③ 個人情報保護法における守秘義務について
- ④ 自己の責任について

などを関連科目および実習ガイダンスにおいて指導する。

(2) 会話の制限（知り得た個人情報の漏えい防止）

- ① 患者またはその家族および実習で知り得た情報に関しては、学習目的においてのみ、個人情報がわからない形で教員および共同学習者と必要最小限の範囲で共有することとし、それ以外の目的で話題としない。
- ② 患者またはその家族および実習で知り得た情報に関して、電子メールを含むインターネット上でのやり取り、および不特定多数の者が閲覧する可能性のある SNS (Social network service) への掲載を禁止する。

(3) 実習記録の取扱い（実習記録およびその持ち運び制限と保管について）

- ① 実習記録およびメモは、第三者が手に取ることができる場所には置かない、置き忘れに注意するなど細心の注意を持って扱う。
- ② 実習記録の作成にパソコン等の電子媒体を使用した場合、ハードディスクには保存せず、USB メモリー等の記録媒体にパスワードを設定して保存し、鍵付きの引き出しなどで厳重に管理し、持ち運びの回数を最小限に留める。
- ③ 実習記録ファイルは、所定の場所（実習先、自宅、大学）以外に持ち出したり、開いたりしない。
- ④ 実習記録は、原則として複製しない。カンファレンス等でやむを得ず複製した場合は、必要がなくなった時点で責任をもって粉砕処理する。
- ⑤ 実習記録について、メール等インターネット上でやり取りを行うことを禁止する。

(4) 実習記録等への記載における注意事項

- ① 患者や利用者、コンサルティアーなど対象者の氏名は、A 氏、B 氏・・・などと記述し、個人名が推定されるイニシャル等を用いない。
- ② 年齢は、「〇〇歳代」と記述する。
- ③ 個人が特定できる生年月日・住所・電話番号などの情報は、記述しない。
- ④ 学歴や宗教・財産や収入などの個人情報及び思想・信念に関する情報は、記述しない。
- ⑤ 職業・勤務先・役職名などは記述しない。
- ⑥ 家族構成については、援助に必要な場合のみ記述する。

- ⑦ 不要な情報、不確実な情報を記載しない。
- (5) 実習施設が管理する記録類（診療録、看護記録、検査データ等）の取扱い
 - ① 実習施設の許可を得てから閲覧する。
 - ② 実習施設が指定する所定の場所・方法にて閲覧する。
 - ③ 実習上の受け持ち患者・利用者、あるいはコンサルテーションやコーディネーションの実践上必要となる患者・利用者の情報以外に不必要な情報は閲覧しない。
 - ④ 診療録、看護記録、検査データなど対象者に関する記録類の複写・電子媒体への複製を禁止する。
 - ⑤ 電子記録を使用している実習施設では電子情報の閲覧のみとする。
 - ⑥ 詳細は実習指導者の指示に従う。
- (6) 大学院生による看護記録等の記載
大学院生は、実習施設が管理する記録類に記載や入力をしていない。

5. 教員・実習指導者の心得

- (1) 事前に得る患者・利用者情報について
 - ① 実習に先立ち、実習施設から受け持ちとなりうる患者・利用者の情報を入手する際は、ファックスやメールを使わず、大学院生が直接実習施設に出向いて入手するよう指導する。
- (2) 大学院生の記録物について
 - ① 実習記録の記載内容は、容易に個人が特定されるような記載を避けるよう指導する。
 - ② 実習記録は実習終了後、大学院生が責任を持って処分するよう指導する。
 - ③ 使用を終了したカンファレンス資料等の記録物は処分する。
 - ④ 記録物には大学院生の個人情報も含まれていることを認識し、紛失等のないように細心の注意を払う。紛失した場合は「事故発生時の対応図」＜別紙1＞に基づき対応する。
- (3) 実習施設が管理する記録類の取扱いについて
実習施設の患者に関する記録類は各施設において管理されている書類である。そのため、それらの記録類の取扱いについては、実習指導者がオリエンテーションを実施し、各施設の方針に従うよう指導する。
- (4) 誓約書について
大学院生の受け持ち患者選定から患者に同意を得る実際のプロセスは、学校と実習施設との間に次のような手順を設け、患者の個人情報を適切に取り扱う。
 - ① 実習開始前は、実習指導者と大学院生ならびに教員の合議の上受け持ち患者を選定し、実習指導者または看護師長が患者に口頭で説明し同意を得る。
 - ② 患者受け持ち開始時は、当該大学院生と実習指導者が患者に実習の趣旨・目的

を説明し、理解を得た上で同意を得る。また、大学院生の看護については、教員や実習指導者が助言・指導を行っていること、大学院生の受け持ちに同意した後も受け持ちの拒否は無条件にできること、これによって看護及び診療上の不利益になることはないこと、実習を通して知り得た患者とその家族に関する情報については、これを他に漏らすことのないようプライバシーの保護に十分に留意することについて説明する。

- ③ 大学は「個人情報の取扱いに関する誓約書」＜別紙 2＞を実習施設側に提出する。実習施設側で大学院生個人の誓約書を求めた場合はそれに応じる。

(5) 大学院生の個人情報について

- ① 大学院生の成績や特性などは情報の保護の範疇とするが、実習の学習効果を上げる目的がある場合に限り、熟慮の上で実習指導者と共有することは差し支えないものとする。
- ② 対象者に及ぼす影響が大きいと考えられる情報（たとえば予防接種の状況等）については、関係施設に提供する。

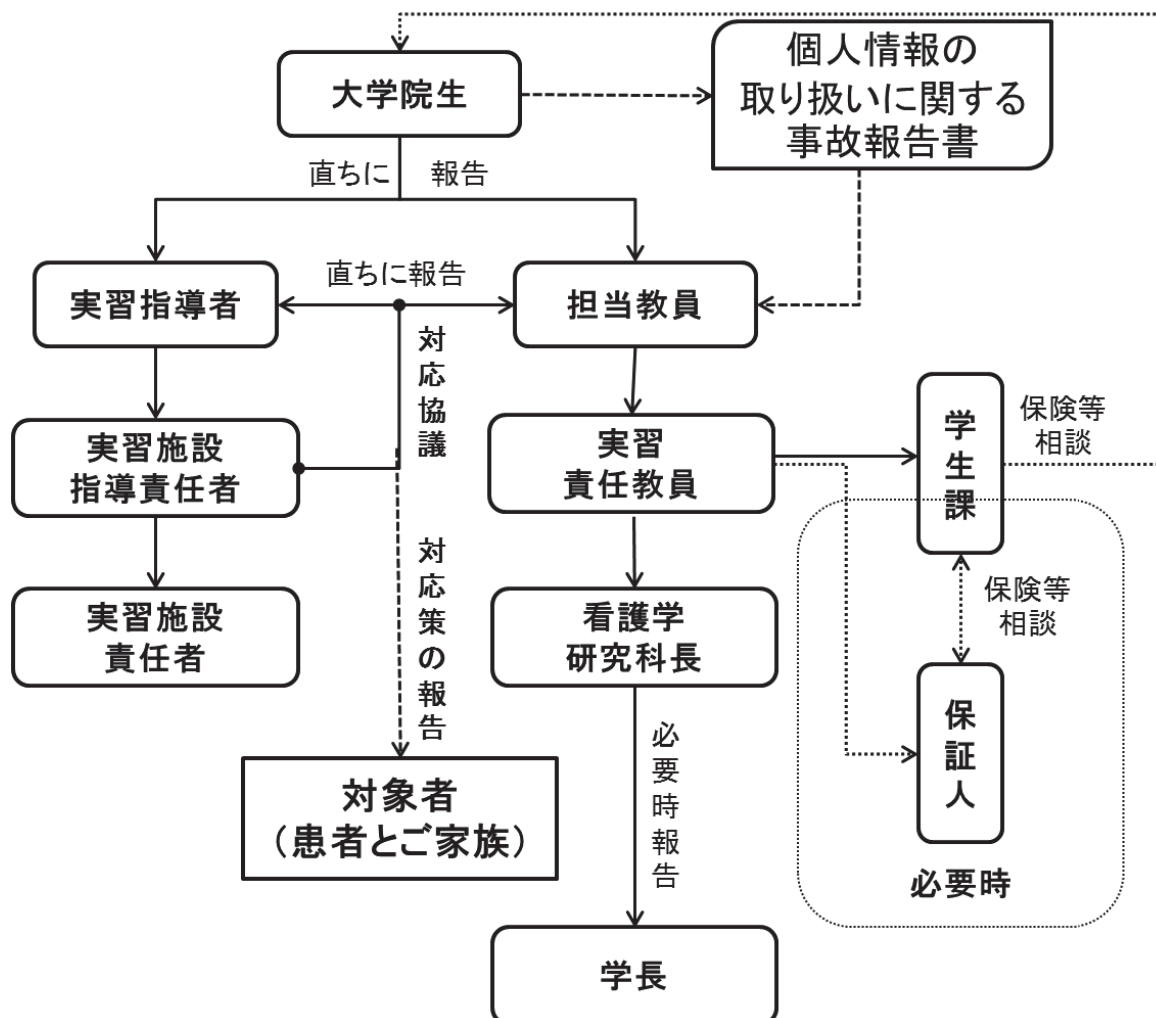
(6) 実習記録の開示について

大学院生の実習記録の開示を患者やその家族に求められた場合、原則として開示する必要はないと考えられている。しかしながら、大学院生は患者やその家族の同意を得て実習を行っていることを踏まえ、開示を求めた患者の状況により可能な範囲で応じる。その判断は教員間の協議によるものとする。

(7) 実習に関わる個人情報漏えい時の対応方法について

- ① 個人情報の漏えい等、個人情報保護に関する何らかの事故が発生した場合には、「事故発生時の対応図」＜別紙 1＞に基づき必要な対応を行う。
- ② 事故の予測や事故の再発防止の対策と情報共有を目的に、事故または重大な事故に至る可能性がある事態が発生した場合は、「個人情報の取扱いに関する事故報告書」＜別紙 3＞を提出する。

事故発生時の対応



【対応手順】

- ① 事故発生時、大学院生はただちに実習指導者及び担当教員に連絡し、その指示により行動する。
※被害が発生しないインシデント（ヒヤリハット）の場合も、大学院生は速やかに担当教員、実習指導者に連絡する。
- ② 担当教員は実習指導者と協働し、事故の状況を確認する。
- ③ 担当教員は実習指導者、実習施設指導責任者と対応を協議する。
- ④ 担当教員は各実習責任教員に事故の発生状況、処置状況及び今後の対応を報告する。
- ⑤ 各実習責任教員は看護学研究科長に事故の状況等を報告相談する。

個人情報の取扱いに関する誓約書

病院
様

この度、貴施設において、実習をさせていただくにあたり、個人情報の取扱いについて下記の事項を約束いたします。

記

1. 実習に際しては、貴施設の諸規程を遵守させます。万一、大学院生若しくは教員の故意又は過失による事故等により貴施設に損害を及ぼした場合は、当方が一切の責任を負います。
2. 実習中及びその前後における事故等によって生じた問題に関しては、貴施設と本学が平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した実習委託契約書に基づき処理を行います。
3. 実習に関する守秘事項に関しては、これを遵守します。

年 月 日
神戸女子大学学長
⑩

個人情報の取扱いに関する事故報告書

神戸女子大学大学院 看護学研究科

学籍番号：

氏 名：

1. 事故の発生の日時・場所

(ア) 発生日時： 年 月 日 時 分頃

(イ) 発生場所：

2. 事故発生の状況・結果（記入者：大学院生）

3. 大学院生の今後の取り組み（記入者：大学院生）

4. 事故の対処と大学院生への教育指導（記入者：教員）

前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習 II(横内・藤 原・元木・奥 井・鷺田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習 III(横内・元 木・藤原・奥 井)
3	看護理論(野並・中岡) F421	看護研究方法論Ⅰ(横内・東) F421	病態生理学(加治・横内・奥井) F305			慢性高度実践看護課題研究(横 内)F421 小児高度実践看護課題研究 (内)F529	小児看護実習 III(内・菅野)
4	看護教育論(中岡・野並・東・横 内) F305	特別研究(各指導教員) 各個人研究室	フィジカルアセスメント(加治・藤 原・鷺田) F305	演習Ⅱb(玉木・大谷)F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田)F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横 内・加治・藤原・元木・鷺田・奥井) F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・ 菅野)F308/F529	慢性看護ケアシステム論(洪・元 木・奥井)F305 小児高度実践看護課題研究 (内)F529	看護情報学特論(東) F305	
5	研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	高齢者看護学方法論(藤田) F307 精神看護学特論Ⅱ(玉木・大谷・ 田中・八木)F308 慢性看護学特論Ⅰ(洪・魚里・野 並)F305 小児看護学特論Ⅰ(内)F306 慢性高度実践看護課題研究(横 内)F421	看護実践デザイン特論Ⅰ(横内・ 洪) F307 演習Ⅱa(玉木・大谷) F308 演習Ⅲa(藤田・花房) F309 慢性看護学方法論Ⅰ(藤原・鷺 田・加治)F305 小児看護学方法論Ⅱ(内)F306	演習Ⅱb(玉木・大谷) F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田) F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横 内・加治・藤原・元木・鷺田・奥井) F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・ 菅野)F308/F529	高齢者看護学特論(藤田)F306 精神看護学特論Ⅰ(玉木)F307 女性看護学特論Ⅰ(下敷領・田 村・牛越)F308 看護情報学特論(東)F305 地域看護学特論Ⅰ(魚里・小路) F309 慢性看護学特論Ⅱ(横内・野並・ 藤原・元木)F421 小児保健医療福祉論(内・丸山・ 小路)F529	地域看護学特論Ⅰ(魚里・小路) F306	
6	病態生理学(加治・横内・奥井) F305	看護理論(野並・中岡) F421	看護研究方法論Ⅰ(横内・東) F421	フィジカルアセスメント(加治・藤 原・鷺田) F305	看護教育論(中岡・野並・東・横 内) F305		
7	慢性看護学特論Ⅰ(洪・魚里・野 並) F305 小児看護学特論Ⅰ(内) F306	慢性看護学特論Ⅱ(横内・野並・ 藤原・元木) F305 小児保健医療福祉論(内・丸山・ 小路) F306 高齢者看護学方法論(藤田) F307 精神看護学特論Ⅱ(玉木・大谷・ 田中・八木) F308	慢性看護学方法論Ⅰ(藤原・鷺 田・加治)F305 小児看護学方法論Ⅱ(内)F306 看護実践デザイン特論Ⅰ(横内・ 洪)F307 演習Ⅱa(玉木・大谷)F308 演習Ⅲa(藤田・花房)F309	演習Ⅱb(玉木・大谷) F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田) F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横 内・加治・藤原・元木・鷺田・奥井) F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・ 菅野)F308/F529	慢性看護ケアシステム論(洪・元 木・奥井) F305 高齢者看護学特論(藤田) F306 精神看護学特論Ⅰ(玉木) F307 女性看護学特論Ⅰ(下敷領・田 村・牛越) F308		

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習 I(横内・藤 原・元木・奥 井・鷺田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	小児看護実習 I・II・IV(内・ 菅野)
3	看護実践デザイン特論Ⅱ(洪・横 内)F305 女性看護学特論Ⅱ(田村・下敷 領・牛越)F306	臨床薬理学(吉川・洪) F305	慢性看護学方法論Ⅱ(横内・藤 原・元木・鷺田)F305 小児看護学特論Ⅱ(二宮)F306	慢性高度実践看護演習Ⅱ(横 内・加治・藤原・元木・鷺田・奥 井)F305/F529 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・ 菅野・丸山・小路)F306/F529	研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	演習Ⅰ(各指導教員) 各個人研究室	国際保健・疫 学論(宇賀・田 村) F305
4	コンサルテーション論(玉木・藤 原・元木) F305	特別研究(各指導教員) 各個人研究室	看護研究方法論Ⅱ(東・横内・中 村) F305	看護倫理展開論(野並・藤田・玉 木・内) F305	慢性高度実践看護課題研究(横 内)F421 小児高度実践看護課題研究 (内)F529	慢性高度実践看護演習Ⅱ(横 内・加治・藤原・元木・鷺田・奥 井) F305/F529 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・ 菅野・丸山・小路) F421	
5	看護政策論(魚里・洪・堀田) F305	看護マネジメント論(洪・横内) F305 演習Ⅰ(内) 各個人研究室	高齢者看護学対象論(藤田・笹 谷・西山)F306 地域看護学特論Ⅱ(魚里・小路) F307 遠隔看護特論(東)F308	精神看護学方法論(川田・大谷) F306	小児看護学方法論Ⅰ(内・菅野) F305 演習Ⅰ(東・魚里・宇賀・加治・ 洪・下敷領・玉木・中岡・中村・野 並・藤田・横内・田村)各個人研 究室	慢性高度実践看護課題研究(横 内) F305 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・ 菅野・丸山・小路) F421	
6	看護政策論(魚里・洪・堀田) F305	看護研究方法論Ⅱ(東・横内・中 村) F305	コンサルテーション論(玉木・藤 原・元木) F305	看護倫理展開論(野並・藤田・玉 木・内) F305	看護マネジメント論(洪・横内) F305		
7	看護実践デザイン特論Ⅱ(洪・横 内) F305	臨床薬理学(吉川・洪) F305	小児看護学特論Ⅱ(二宮)F305 高齢者看護学対象論(藤田・笹 谷・西山)F306 地域看護学特論Ⅱ(魚里・小路) F307 遠隔看護特論(東)F308	慢性看護学方法論Ⅱ(横内・藤 原・元木・鷺田) F305 精神看護学方法論(川田・大谷) F306	小児看護学方法論Ⅰ(内・菅野) F305 女性看護学特論Ⅱ(田村・下敷 領・牛越) F306		

看護学研究科授業時間割(博士後期課程)

前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3	看護情報システム特論(東) F309 精神健康看護学特論(玉木) F307		高齢者高度実践看護学特論(藤田) F309 看護ケア・教育学特論(野並・中岡) F308 国際保健学特論(宇賀・田村) F306	看護政策・マネジメント特論(洪・横内) F308	看護病態学特論(加治) F307 看護学特別研究(東・魚里・内・洪・野並)各個人研究室		
4			看護学研究(東・横内・中村) F421	理論看護学(野並・中岡) F421	看護学特別研究(宇賀・加治・下敷領・玉木・中岡・藤田・横内)各個人研究室		
5							
6	看護学研究(東・横内・中村) F421	看護情報システム特論(東) F309 看護政策・マネジメント特論(洪・横内) F308 精神健康看護学特論(玉木) F307	高齢者高度実践看護学特論(藤田) F309 看護ケア・教育学特論(野並・中岡) F308 看護病態学特論(加治) F307 国際保健学特論(宇賀・田村) F306	理論看護学(野並・中岡) F421	看護学特別研究(魚里・宇賀・内・加治・洪・下敷領・玉木・藤田)各個人研究室		
7	看護学特別研究(横内)個人研究室		看護学特別研究(東・中岡・野並)各個人研究室				

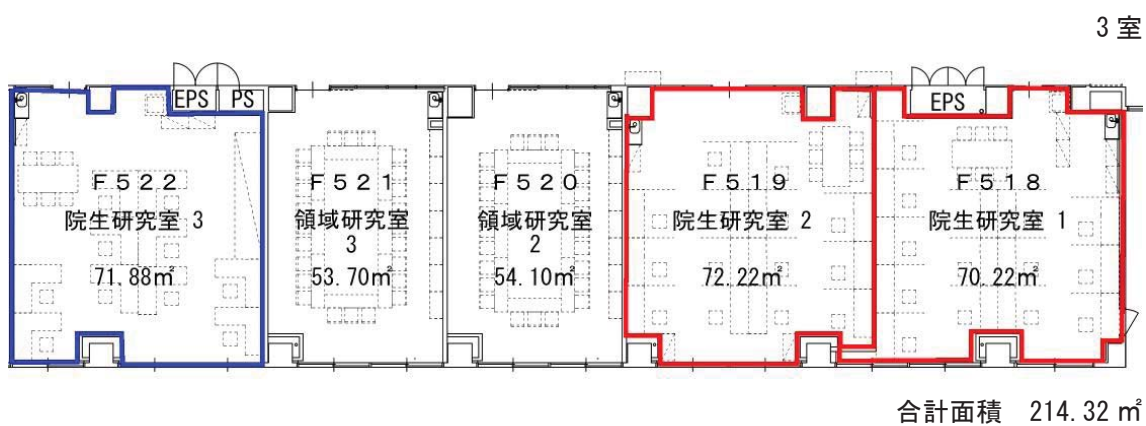
後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3		看護学特別研究(内・横内)各個人研究室		看護学演習(中岡・宇賀・東・田村)各個人研究室			
4	英語論文演習(宇賀・田村) F309				看護学特別研究(東・魚里・宇賀・加治・洪・下敷領・玉木・中岡・野並・藤田)各個人研究室		
5		看護学演習(野並・藤田・玉木・加治)各個人研究室	看護学演習(洪・横内)個人研究室				
6	英語論文演習(宇賀・田村) F309	看護学演習(野並・藤田・玉木)各個人研究室		看護学演習(中岡・宇賀・加治・東・横内・洪・田村)各個人研究室			
7		看護学特別研究(各指導教員)各個人研究室		看護学特別研究(洪)個人研究室			

看護学研究科 看護学専攻の院生研究室

室 番	室 名 (課程)	面 積	室 数 (室)	収容可能人員 (人)	専用・共用 の別
		(m ²)			
F518	院生研究室 1 (博士前期課程)	70.22	3	14	専用
F519	院生研究室 2 (博士前期課程)	72.22		14	専用
F522	院生研究室 3 (博士後期課程)	71.88		10	専用

院生研究室平面図



学術雑誌リスト

内国雑誌	
1	厚生の指標
2	日本地域看護学会誌
3	日本公衆衛生看護学会誌
4	日本在宅看護学会誌
5	日本公衆衛生雑誌
6	地域保健
7	看護管理
8	総合診療
9	病院
10	老年精神医学雑誌
外国雑誌	
1	Public Health Nursing
2	American Journal of Health Promotion
3	Health Promotion International
4	Public Health Reports
5	Global Health Promotion
6	Perspectives in Public Health
7	Computers, Informatics, Nursing
8	Journal of the American Medical Informatics Association
9	Journal of Telemedicine and Telecare
10	Journal of Nursing Management
11	Journal of Advanced Nursing
12	New England Journal of Medicine
13	Policy, Politics, & Nursing Practice
14	Clinical Nurse Specialist
15	American Journal of Infection Control
16	Infection Control & Hospital Epidemiology
17	International Journal of Mental Health Nursing
18	Journal of Psychiatric and Mental Health Nursing
19	Nursing and Health Science
20	JOGNN(Scholarship for the care of women, childbearing Families & Newborns)
21	Journal of Gerontology -Series B: Psychol. Sciences & Social Sciences
22	Geriatric Nursing
雑誌32種(内国雑誌10+外国雑誌22)	

データベースリスト

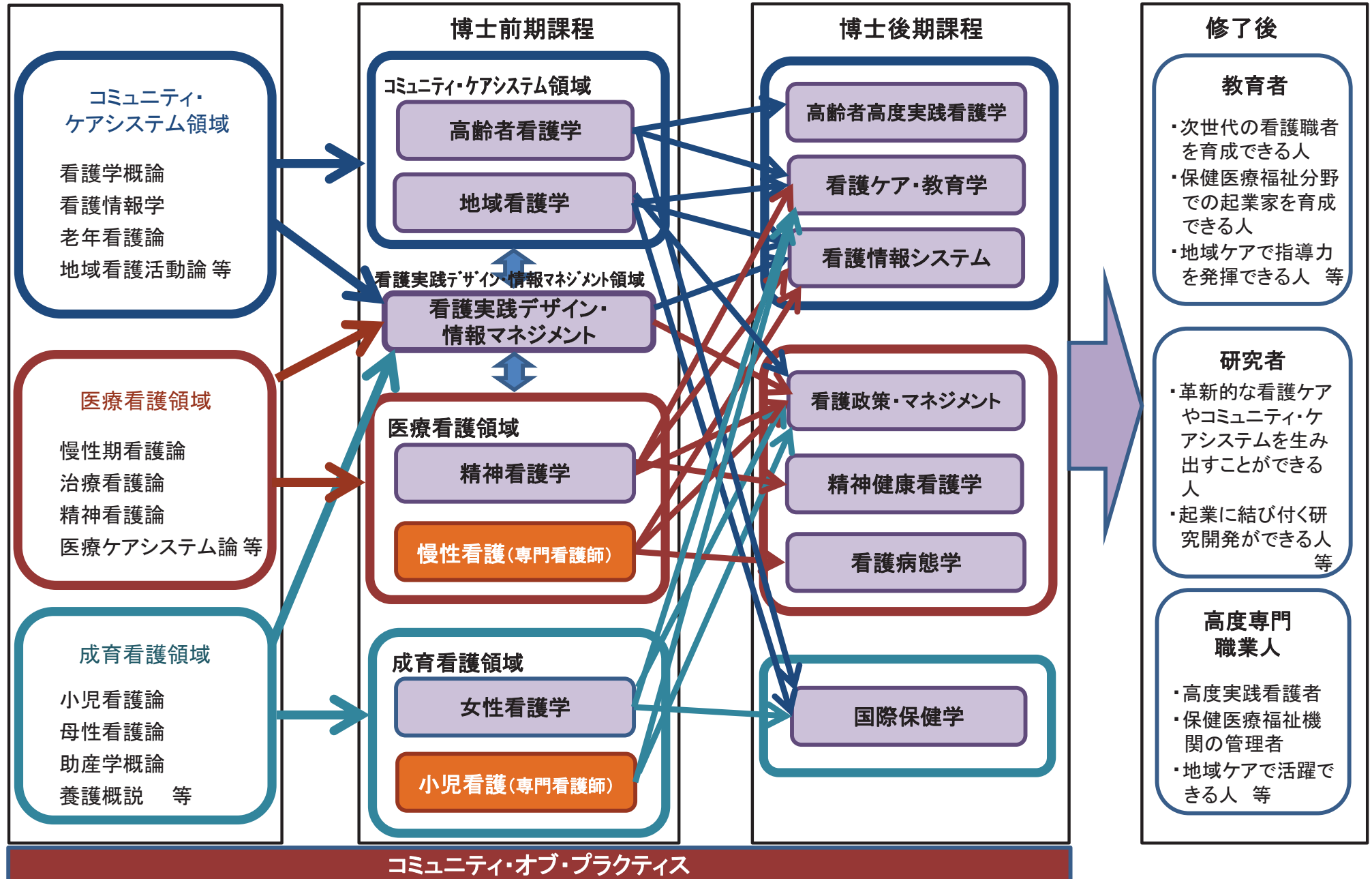
内国データベース	
1	最新看護索引Web
データベース1種(内国データベース1)	

看護学部と看護学研究科との関係図

研究コース
 専門看護師コース

看護学部

看護学研究科



神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大学院修士課程及び博士前期課程の学生のうち、特別の事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、3年または4年にわたって計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」と呼ぶ）に関して、必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 本学大学院に長期履修学生として申請できる者は、職業を有している者、または、家事、育児、介護等への従事などの理由により、履修や研究の時間が著しく制限されている者、および入学時においてその見込みである者に限る。

（長期履修の期間）

第3条 長期履修の期間は、3年または4年とする。年度途中での長期履修学生への登録は認めない。

第4条 在学生在が、あらたに長期履修を希望する場合、長期履修の期間の最長は、標準修業年限の残余期間の2倍までとする。長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修学生に関する取り扱いは適用されない。

（申請手順）

第5条 長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生登録申請書を提出するものとする。
2 在学生在において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の1月末までに長期履修学生登録申請書を教務課に提出するものとする。

（許可）

第6条 長期履修学生の可否については、部局長会の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（履修登録の制限）

第7条 長期履修学生が1年間に履修登録することのできる単位の上限は、3年計画の者は20単位、4年計画の者は16単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目、および研究指導は除く。

（履修期間の変更申請）

第8条 長期履修学生が、状況の変化により、履修期間の短縮が可能となった場合は、長期履修期間変更願いを、適用年度の前年度1月末までに、大学院教務課に提出しなければならない。長期履修期間変更願いは、在学中に1回しか提出できない。

2 前項にかかる審査は当該研究科委員会が行い、学長が許可する。

第9条 既に長期履修を許可されている者が、長期履修の期間を延長することはできない。

第10条 長期履修学生が、その資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

(授業料)

第 11 条 長期履修学生の授業料は別に定める。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、部局長会の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、平成 20 年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

教員別時間割表

(氏名) 東 ますみ

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			◇災害看護(4看)※ (0.2単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
2		◇医療ケアシステム論 (2看)※ (0.2単位)				特別研究(2M) (3単位)	総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
3	看護情報システム特論 (12D) (2単位)	看護研究方法論 I (1M)※ (0.9単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
4	看護教育論(1M)※ (0.2単位)	特別研究(2M) (3単位)	看護学研究(1D)※ (0.4単位)		◇生活概論(1看)※ (0.6単位)	看護情報学特論(1M) (2単位)	
5	研究セミナー(1M) (2単位)			学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)	看護情報学特論(1M) (2単位)		
6	看護学研究(1D)※ (0.4単位)	看護情報システム特論 (12D) (2単位)	看護研究方法論 I (1M)※ (0.9単位)		看護教育論(1M)※ (0.2単位)		
7			看護学特別研究(123D) (3単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	6.5単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	6.5単位
				演習科目	9.2単位	演習科目	9.2単位
				実習科目	5単位	実習科目	5単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	コミュニティ看護 実習 I (1看)(1単 位)
2						特別研究(2M) (3単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
3		◇看護情報学(3看) (1単位)		看護学演習(12D) (2単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
4		特別研究(2M) (3単位)	看護研究方法論 II (1M)※ (0.8単位)		看護学特別研究(123D) (3単位)		
5			遠隔看護特論(1M) (2単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6		看護研究方法論 II (1M)※ (0.8単位)		看護学演習(12D) (2単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)	遠隔看護特論(1M) (2単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	3.8単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	3.8単位
				演習科目	13.1単位	演習科目	13.1単位
				実習科目	2単位	実習科目	2単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 魚里 明子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			◇災害看護(4看)※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	公衆衛生看護活動論実習(4看)(2単位)
2	公衆衛生看護学概論(3看) (2単位)				コミュニティヘルスケア看護技術演習 I (1看)※ (0.2単位)	特別研究(2M) (3単位)	公衆衛生看護管理理論実習(4看)(1単位)
3		在宅看護論(3看)※ (0.2単位)					課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位)
4	◇公衆衛生看護管理論(4看) (1単位)	特別研究(2M) (3単位)					総合実習(地域・在宅)(4看)(4単位)
5	研究セミナー(1M) (2単位)	慢性看護学特論 I (1M)※ (0.4単位)		学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)	地域看護学特論 I (1M)※ (1.1単位)	地域看護学特論 I (1M)※ (1.1単位)	注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
6					看護学特別研究(123D) (3単位)		
7	慢性看護学特論 I (1M)※ (0.4単位)						
				昼夜の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	6.8単位 9.4単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	6.8単位 9.4単位
				実習科目	8単位	実習科目	8単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	コミュニティ看護実習 I (1看)(1単位)
2					◇公衆衛生看護活動論 II (3看) (1単位)	特別研究(2M) (3単位)	課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位)
3	コミュニティヘルスケア看護技術演習 II (2看)※ (0.3単位)				研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	看護政策論(1M)※(0.8単位)		地域看護学特論 II (1M)※ (1.1単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6	看護政策論(1M)※(0.8単位)						
7		看護学特別研究(123D) (3単位)	地域看護学特論 II (1M)※ (1.1単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.9単位 11.4単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.9単位 11.4単位
				実習科目	2単位	実習科目	2単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 宇賀 昭二

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			基礎 I (1看)※ (0.2単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	医療ケアシステム 論(2看)※(0.2単 位)
2						特別研究(2M) (3単位)	
3	疫学(2看) (2単位)		国際保健学特論(12D) ※ (1.1単位)				
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)			学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)			
6			国際保健学特論(12D) ※ (1.1単位)		看護学特別研究(123D) (3単位)		
7							
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	3.5単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	3.5単位
				演習科目	8.2単位	演習科目	8.2単位
				実習科目	-	実習科目	-

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1		感染免疫学(2看) (2単位)	◇公衆衛生学(1看) (1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	国際保健・疫学論 (1M)※(0.9単位)
2	感染免疫学(2看) (2単位)					特別研究(2M) (3単位)	
3			保健統計学(3看) (2単位)	看護学演習(12D)※ (1.1単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4	英語論文演習(1D)※ (0.6単位)	特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5				学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6	英語論文演習(1D)※ (0.6単位)			看護学演習(12D)※ (1.1単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)					
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	3.9単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	3.9単位
				演習科目	15.8単位	演習科目	15.8単位
				実習科目	-	実習科目	-

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 内 正子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			◇災害看護(4看)※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅱ (小児)(3看)(1単位)
2				家族看護論(3看)※ (0.5単位)	成育看護技術演習Ⅱ(3 看)※(0.5単位)	特別研究(2M) (3単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
3					看護学特別研究(123D) (3単位)	小児高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
4		特別研究(2M) (3単位)		小児高度実践看護演習 Ⅰ(1M) (1単位)	小児高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)		小児看護実習Ⅲ (2M)(4単位)
5	研究セミナー(1M) (2単位)	小児看護学特論Ⅰ(1M) (2単位)	小児看護学方法論Ⅱ (2M) (2単位)	学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.2単位)	小児保健医療福祉論 (2M)※ (0.9単位)		注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
6					看護学特別研究(123D) (3単位)		
7	小児看護学特論Ⅰ(1M) (2単位)	小児保健医療福祉論 (2M)※ (0.9単位)	小児看護学方法論Ⅱ (2M) (2単位)	小児高度実践看護演習 Ⅰ(1M) (1単位)			
				昼間の履修 講義科目	5.5単位	夜間の履修 講義科目	5.5単位
				が主な場合 演習科目	11.7単位	が主な場合 演習科目	11.7単位
				実習科目	10単位	実習科目	10単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1		小児看護論(2看) (2単位)				研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅱ (小児)(3看)(1単位)
2				成育看護技術演習Ⅰ(2 看)※(0.4単位)		特別研究(2M) (3単位)	成育看護実習Ⅱ (小児)(3看)(1単位)
3		看護学特別研究(123D) (3単位)		小児高度実践看護演習 Ⅱ※(1M) (1.1単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
4		特別研究(2M) (3単位)		看護倫理展開論(1M) ※ (0.2単位)	小児高度実践看護課題 研究(2M)(1単位)	小児高度実践看護演習 Ⅱ※(1M) (1.1単位)	小児看護実習Ⅰ・ Ⅱ・Ⅳ(1M/2M)(2 単位・2単位・2単 位)
5		演習Ⅰ(1M) (2単位)		学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.1単位)	小児看護学方法論Ⅰ (1M)※ (1.4単位)	小児高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
6				看護倫理展開論(1M) ※ (0.2単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)			小児看護学方法論Ⅰ (1M)※ (1.4単位)		
				昼間の履修 講義科目	3.6単位	夜間の履修 講義科目	3.6単位
				が主な場合 演習科目	13.6単位	が主な場合 演習科目	13.6単位
				実習科目	9単位	実習科目	9単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名)加治 秀介

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			疾病と治療Ⅲ(2看) (2単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	
2						特別研究(2M) (3単位)	
3			病態生理学(1M)※ (1.6単位)	人体のしくみと機能Ⅰ(1看) (2単位)	看護病態学特論(12D) (2単位)		
4		特別研究(2M) (3単位)	フィジカルアセスメント (1M)※ (1.6単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅰ(1M)※ (0.4単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)		慢性看護学方法論Ⅰ (1M)※ (0.9単位)				
6	病態生理学(1M)※ (1.6単位)		看護病態学特論(12D) (2単位)	フィジカルアセスメント (1M)※ (1.6単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
7			慢性看護学方法論Ⅰ (1M)※ (0.9単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅰ(1M)※ (0.4単位)			
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	10.1単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	10.1単位
				演習科目	8.4単位	演習科目	8.4単位
				実習科目	-	実習科目	-

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1				栄養代謝学(2看) (2単位)	栄養代謝学(2看) (2単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	
2						特別研究(2M) (3単位)	
3				慢性高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.4単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	
4	人体のしくみと機能Ⅱ(1看) (2単位)	特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.4単位)	
5		看護学演習(12D) (2単位)			演習Ⅰ(1M) (2単位)		
6				看護学演習(12D) (2単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)					
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	2単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	2単位
				演習科目	16.4単位	演習科目	16.4単位
				実習科目	-	実習科目	-

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 洪 愛子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	
2		◇医療ケアシステム論 (2看)※ (0.5単位)				特別研究(2M) (3単位)	
3				看護政策・マネジメント特論 (12D)※ (1単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
4		特別研究(2M) (3単位)	看護学概論(1看)※ (0.4単位)		慢性看護ケアシステム 論(2M)※ (0.6単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)	慢性看護学特論 I (1M)※ (1.4単位)	看護実践デザイン特論 I (1M)※ (0.9単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)			
6		看護政策・マネジメント特論 (12D)※ (1単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
7	慢性看護学特論 I (1M)※ (1.4単位)		看護実践デザイン特論 I (1M)※ (0.9単位)		慢性看護ケアシステム 論(2M)※ (0.6単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	4.8単位 8.2単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	4.8単位 8.2単位
				実習科目	-	実習科目	-

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	
2						特別研究(2M) (3単位)	
3	看護実践デザイン特論 II (1M)※ (1.2単位)	臨床薬理学(1M)※ (0.4単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	看護政策論(1M)※ (0.8単位)	看護マネジメント論(1M) ※ (1.2単位)	看護学演習(12D)※ (0.9単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6	看護政策論(1M)※ (0.8単位)			看護学演習(12D)※ (0.9単位)	看護マネジメント論(1M) ※ (1.2単位)		
7	看護実践デザイン特論 II (1M)※ (1.2単位)	臨床薬理学(1M)※ (0.4単位)		看護学特別研究(123D) (3単位)			
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	3.6単位 11単位	夜間の履修講義科目 が主な場合 演習科目	3.6単位 11単位
				実習科目	-	実習科目	-

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 下数領 須美子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1	助産診断技術論演習(4看) (2単位)				成育看護技術演習Ⅱ(3看) ※(0.4単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅱ(母性)(3看)(1単位) 助産学実習(4看)(8単位)
2		助産管理(4看) (1単位)				特別研究(2M) (3単位)	
3			女性の健康増進と看護 (3看) (1単位)				総合実習(地域・在宅)(4看)(4単位)
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
5	研究セミナー(1M) (2単位)			学びのグループゼミⅠⅡⅢⅣ(1234看) (0.2単位)	女性看護学特論Ⅰ(1M) ※ (1.4単位)		
6					看護学特別研究(123D) (3単位)		
7					女性看護学特論Ⅰ(1M) ※ (1.4単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	3.4単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	3.4単位
				演習科目	11.6単位	演習科目	11.6単位
				実習科目	14単位	実習科目	14単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅰ(1看)(1単位)
2				成育看護技術演習Ⅰ(2看) ※(0.5単位)		特別研究(2M) (3単位)	成育看護実習Ⅱ(母性)(3看)(1単位) 課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位)
3	女性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (0.5単位)	看護倫理(4看) ※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5				学びのグループゼミⅠⅡⅢⅣ(1234看) (0.1単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)		
6							
7		看護学特別研究(123D) (3単位)			女性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (0.5単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	0.6単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	0.6単位
				演習科目	11.6単位	演習科目	11.6単位
				実習科目	3単位	実習科目	3単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 玉木 敦子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			○基礎 I (1看)※ (1.4単位) ○◇災害看護(4看)※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	医療看護実習 I (1看)(1単位) 課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
2					精神看護論(2看)※ (1.6単位)	特別研究(2M) (3単位)	総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
3	精神健康看護学特論 (12D) (2単位)						注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
4		特別研究(2M) (3単位)		演習 II b(2M)※ (1.2単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)	精神看護学特論 II (1M) ※ (0.9単位)	演習 II a(2M)※ (1.6単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)	精神看護学特論 I (1M) (2単位)		
6		精神健康看護学特論 (12D) (2単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
7		精神看護学特論 II (1M) ※ (0.9単位)	演習 II a(2M)※ (1.6単位)	演習 II b(2M)※ (1.2単位)	精神看護学特論 I (1M) (2単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	8単位 12単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	8単位 12単位
				実習科目	6単位	実習科目	6単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	医療看護実習 II (精神)(2看)(2単 位) 課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
2		◇こころの健康増進と 看護(3看) (1単位)				特別研究(2M) (3単位)	注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
3		◇看護倫理(4看)※ (0.1単位)	精神看護支援技術演習 (2看)※ (0.2単位)		研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4	コンサルテーション論 (1M)※ (0.7単位)	特別研究(2M) (3単位)		看護倫理展開論(1M) ※ (0.2単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5		看護学演習(12D) (2単位)		学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6		看護学演習(12D) (2単位)	コンサルテーション論 (1M)※ (0.7単位)	看護倫理展開論(1M) ※ (0.2単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)					
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2単位 13.3単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2単位 13.3単位
				実習科目	3単位	実習科目	3単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 中岡 亜希子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1					コミュニティヘルスケア 看護技術演習 I (1看) ※ (1単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位) 総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4單 位)
2			◇実践看護論(2看)※ (0.2単位)			特別研究(2M) (3単位)	
3	看護理論(1M)※ (0.6単位)		看護ケア・教育学特論 (12D) (1単位)				
4	看護教育論※(1M) (1.6単位)	特別研究(2M) (3単位)	看護学概論(1看)※ (0.5単位)	理論看護学(1D) (1単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)			学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)			
6		看護理論(1M)※ (0.6単位)	看護ケア・教育学特論 (12D) (1単位)	理論看護学(1D) (1単位)	看護教育論※(1M) (1.6単位)		
7			看護学特別研究(123D) (3単位)				
				昼間の履修 講義科目	4.9単位	夜間の履修 講義科目	4.9単位
				が主な場合 演習科目	10.2単位	が主な場合 演習科目	10.2単位
				実習科目	5単位	実習科目	5単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	コミュニティ看護 実習 I (1看)(1単 位)
2						特別研究(2M) (3単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
3				看護学演習(12D) (1単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4		特別研究(2M) (3単位)			看護学特別研究(123D) (3単位)		
5				学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6				看護学演習(12D) (1単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)					
				昼間の履修 講義科目	-	夜間の履修 講義科目	-
				が主な場合 演習科目	12.1単位	が主な場合 演習科目	12.1単位
				実習科目	2単位	実習科目	2単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 中村 隆

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	
2						特別研究(2M) (3単位)	
3							
4		特別研究(2M) (3単位)	看護学研究(1D)※ (0.8単位)				
5	研究セミナー(1M) (2単位)						
6	看護学研究(1D)※ (0.8単位)						
7							
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	0.8単位 5単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	0.8単位 5単位
				実習科目	-	実習科目	-

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	
2						特別研究(2M) (3単位)	
3					研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4		特別研究(2M) (3単位)	看護学研究方法論 II (1M)※ (0.6単位)				
5					演習 I (1M) (2単位)		
6		看護学研究方法論 II (1M)※ (0.6単位)					
7							
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	0.6単位 7単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	0.6単位 7単位
				実習科目	-	実習科目	-

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 野並 葉子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			基礎 I ※(1看) (0.2単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位) 総合実習(地域・在宅)(4看)(4単位) 注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
2			◇実践看護論(2看)※ (0.8単位)			特別研究(2M) (3単位)	
3	看護理論(1M)※ (1.4単位)		看護ケア・教育学特論 (12D) (1単位)		看護学特別研究(123D) (3単位)		
4	看護教育論※(1M) (0.1単位)	特別研究(2M) (3単位)	看護学概論(1看)※ (1.1単位)	理論看護学(1D) (1単位)	◇生活概論(1看)※ (0.2単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)	慢性看護学特論 I (1M)※ (0.2単位)		学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)	慢性看護学特論 II (1M) ※ (0.2単位)		
6		看護理論(1M)※ (1.4単位)	看護ケア・教育学特論 (12D) (1単位)	理論看護学(1D) (1単位)	看護教育論※(1M) (0.1単位)		
7	慢性看護学特論 I (1M)※ (0.2単位)	慢性看護学特論 II (1M) ※ (0.2単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目 実習科目	6.2単位 9.2単位 5単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目 実習科目	6.2単位 9.2単位 5単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位) 注:上記学外実習科目は当該教員が統括者となり、実習先には助教・助手等を配置する。
2						特別研究(2M) (3単位)	
3		◇看護倫理(4看)※ (0.5単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	演習 I (1M) (2単位)	
4		特別研究(2M) (3単位)		看護倫理展開論(1M) ※ (0.7単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5		看護学演習(12D) (1単位)		学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習 I (1M) (2単位)		
6		看護学演習(12D) (1単位)		看護倫理展開論(1M) ※ (0.7単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)					
				昼間の履修講義科目 が主な場合 演習科目 実習科目	1.2単位 12.1単位 1単位	夜間の履修講義科目 が主な場合 演習科目 実習科目	1.2単位 12.1単位 1単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 藤田 冬子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1		◇コミュニティケアシ テム論(2看)※ (0.5単位)			コミュニティヘルスケア 看護技術演習 I (1看) ※ (0.2単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	医療看護実習Ⅱ (急性期)(3看) (1.5単位)
2				◇家族看護論(3看)※ (0.1単位)		特別研究(2M) (3単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位) 総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
3			高齢者高度実践看護学 特論(12D) (2単位)	◇老年看護論(2看) (1単位)			注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
4		特別研究(2M) (3単位)		演習Ⅲb(2M)※ (0.8単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		
5	研究セミナー(1M) (2単位)	高齢者看護学方法論 (2M) (2単位)	演習Ⅲa(2M)※ (1.5単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)	高齢者看護学特論 (1M) (2単位)		
6			高齢者高度実践看護学 特論(12D) (2単位)		看護学特別研究(123D) (3単位)		
7		高齢者看護学方法論 (2M) (2単位)	演習Ⅲa(2M)※ (1.5単位)	演習Ⅲb(2M)※ (0.8単位)	高齢者看護学特論 (1M) (2単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	7.6単位 11.7単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	7.6単位 11.7単位
				実習科目	6.5単位	実習科目	6.5単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	コミュニティ看護 実習Ⅰ(1看)(1単 位)
2						特別研究(2M) (3単位)	コミュニティ看護 実習Ⅱ(老年)(2 看)(2単位) 医療看護実習Ⅱ (急性期)(3看) (1.5単位)
3	コミュニティヘルスケア 看護技術演習Ⅱ(2看) ※ (0.2単位)	◇看護倫理(4看)※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
4		特別研究(2M) (3単位)		看護倫理展開論(1M)※ (0.9単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
5		看護学演習(12D) (2単位)	高齢者看護学対象論 (1M)※ (1.6単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)		
6		看護学演習(12D) (2単位)		看護倫理展開論(1M)※ (0.9単位)			
7		看護学特別研究(123D) (3単位)	高齢者看護学対象論 (1M)※ (1.6単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.6単位 13.3単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.6単位 13.3単位
				実習科目	5.5単位	実習科目	5.5単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 横内 光子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			◇災害看護(4看)※ (0.1単位)			研究セミナー(1M) (2単位)	医療看護実習Ⅰ (1看)(1単位) 医療看護実習Ⅱ (急性期)(3看) (1.5単位)
2		◇医療ケアシステム論 (2看)※ (0.2単位)		◇家族看護論(3看)※ (0.1単位)		特別研究(2M) (3単位)	医療看護実習Ⅱ (慢性期)(3看) (1.5単位)
3	治療療養支援技術演習 (3看)※ (0.5単位)	看護研究方法論Ⅰ(1M) ※ (1.1単位)	病態生理学(1M)※ (0.3単位)	看護政策・マネジメント特論 (12D)※ (1単位)	急性期看護論(3看) (2単位)	慢性高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
4	看護教育論※(1M) (0.1単位)	特別研究(2M) (3単位)	看護学研究(1D)※ (0.8単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅰ(1M)※ (0.5単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位) 慢性看護実習Ⅱ・ Ⅲ(2M)(4単位・2 単位)
5	研究セミナー(1M) (2単位)	慢性高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	看護実践デザイン特論 Ⅰ(1M)※ (1.1単位)	学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.2単位)	慢性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (0.6単位)		注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
6	○病態生理学(1M)※ (0.3単位) ○看護学研究(1D)※ (0.8単位)	看護政策・マネジメント特論 (12D)※ (1単位)	看護研究方法論Ⅰ(1M) ※ (1.1単位)		看護教育論※(1M) (0.1単位)		
7	看護学特別研究(123D) (3単位)	慢性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (0.6単位)	看護実践デザイン特論 Ⅰ(1M)※ (1.1単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅰ(1M)※ (0.5単位)			
				昼間の履 講義科目	7.4単位	夜間の履 講義科目	7.4単位
				修が主な 演習科目	11.2単位	修が主な 演習科目	11.2単位
				実習科目	15単位	実習科目	15単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	医療看護実習Ⅱ (急性期)(3看) (1.5単位)
2						特別研究(2M) (3単位)	医療看護実習Ⅱ (慢性期)(3看) (1.5単位) 課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
3	看護実践デザイン特論 Ⅱ(1M)※ (0.8単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)	慢性看護学方法論Ⅱ (1M)※ (0.5単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.5単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	慢性看護実習Ⅰ (1M)(4単位)
4		特別研究(2M) (3単位)	看護研究方法論Ⅱ (1M)※ (0.6単位)		慢性高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	慢性高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.5単位)	注:上記学外実習 科目は当該教員 が統括者となり、 実習先には助教・ 助手等を配置す る。
5		看護マネジメント論(1M) ※ (0.8単位)	看護学演習(12D)※ (1.1単位)	学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.1単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	慢性高度実践看護課題 研究(2M) (1単位)	
6		看護研究方法論Ⅱ (1M)※ (0.6単位)		看護学演習(12D)※ (1.1単位)	看護マネジメント論(1M) ※ (0.8単位)		
7	看護実践デザイン特論 Ⅱ(1M)※ (0.8単位)	看護学特別研究(123D) (3単位)		慢性看護学方法論Ⅱ (1M)※ (0.5単位)			
				昼間の履修 講義科目	2.7単位	夜間の履修 講義科目	2.7単位
				が主な場合 演習科目	13.7単位	が主な場合 演習科目	13.7単位
				実習科目	8単位	実習科目	8単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 笹谷 真由美

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1					コミュニティヘルスケア 看護技術演習 I (1看) ※ (0.2単位)		課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
2							総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
3							
4				演習Ⅲb(2M)※ (1単位)			
5				学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.2単位)			
6							
7				演習Ⅲb(2M)※ (1単位)			
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	- 2.4単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	- 2.4単位
				実習科目	5単位	実習科目	5単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1			老年看護実践方法論(3 看) (2単位)				コミュニティ看護 実習 I (1看)(1単 位)
2							コミュニティ看護 実習 II (老年)(2 看)(2単位)
3							課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位)
4							
5			高齢者看護学対象論 (1M)※ (0.2単位)	学びのグループゼミ I II III IV(1234看) (0.1単位)			
6							
7			高齢者看護学対象論 (1M)※ (0.2単位)				
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.2単位 2単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.2単位 2単位
				実習科目	4単位	実習科目	4単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 田村 康子

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1	助産診断技術論演習(4看) (2単位)		◇災害看護(4看)※ (0.1単位)		成育看護技術演習Ⅱ(3看)※(0.4単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅱ(母性)(3看)(1単位)
2		◇助産学概論(3看) (1単位)				特別研究(2M) (3単位)	助産学実習(4看) (8単位)
3			国際保健学特論(12D) ※ (0.8単位)				総合実習(地域・在宅)(4看)(4単位)
4		特別研究(2M) (3単位)					
5	研究セミナー(1M) (2単位)			学びのグループゼミⅠⅡⅢⅣ(1234看) (0.2単位)	女性看護学特論Ⅰ(1M) ※ (0.4単位)		
6			国際保健学特論(12D) ※ (0.8単位)				
7					女性看護学特論Ⅰ(1M) ※ (0.4単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	2.3単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	2.3単位
				演習科目	8.6単位	演習科目	8.6単位
				実習科目	14単位	実習科目	14単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1						研究セミナー(1M) (2単位)	成育看護実習Ⅰ(1看)(1単位)
2				成育看護技術演習Ⅰ(2看)※(0.5単位)		特別研究(2M) (3単位)	成育看護実習Ⅱ(母性)(3看)(1単位)
3	女性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (1単位)	母性看護論(2看) (2単位)		看護学演習(12D)※ (0.9単位)	研究セミナー(1M) (2単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)	課題探究(4看)(2単位)(実習1単位、演習1単位)
4	英語論文演習(1D)※ (0.4単位)	特別研究(2M) (3単位)					国際保健・疫学論(1M)※(1.1単位)
5				学びのグループゼミⅠⅡⅢⅣ(1234看) (0.1単位)	演習Ⅰ(1M) (2単位)		
6	英語論文演習(1D)※ (0.4単位)			看護学演習(12D)※ (0.9単位)			
7					女性看護学特論Ⅱ(1M) ※ (1単位)		
				昼間の履修 講義科目 が主な場合	4.1単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合	4.1単位
				演習科目	9.9単位	演習科目	9.9単位
				実習科目	3単位	実習科目	3単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程

教員別時間割表

(氏名) 丸山 有希

前期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1		◇コミュニティケアシス テム論(2看)※ (0.1単位)					成育看護実習Ⅱ (小児)(3看)(1単 位) 課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位) 総合実習(地域・ 在宅)(4看)(4単 位)
2							
3			養護実習指導(4看)※ (0.5単位)				
4		養護概説(2看) (2単位)					
5				学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.2単位)	小児保健医療福祉論 (2M)※ (0.2単位)		
6							
7		小児保健医療福祉論 (2M)※ (0.2単位)					
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.3単位 1.7単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	2.3単位 1.7単位
				実習科目	6単位	実習科目	6単位

後期

	月	火	水	木	金	土	その他実習等
1	○◇学校保健Ⅰ(3看) (1単位) ○◇学校保健Ⅱ(3看) (1単位)	教職実践演習(養護教 諭)(4看)※ (1.4単位)					成育看護実習Ⅰ (1看)(1単位) 成育看護実習Ⅱ (小児)(3看)(1単 位) 課題探究(4看)(2 単位)(実習1単 位、演習1単位) 養護実習A(4看) (4単位) 養護実習B(4看) (2単位) 小児高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.1単位) 特別支援学校体 験活動(2看)(1単 位)
2							
3			健康相談活動(4看) (2単位)	小児高度実践看護演習 Ⅱ(1M)※ (0.1単位)			
4							
5				学びのグループゼミⅠ ⅡⅢⅣ(1234看) (0.1単位)			
6							
7							
				昼間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	4単位 2.6単位	夜間の履修 講義科目 が主な場合 演習科目	4単位 2.6単位
				実習科目	10単位	実習科目	10単位

○: 同授業時間内に複数科目が入っていても授業の重複なし

◇: 8回授業

※: オムニバス科目

(): 数字は学年を表す。看: 看護学部、M: 看護学研究科博士前期課程、D: 看護学研究科博士後期課程